

役員等に対する報酬等の支給基準

出張旅費規程をもって役員等報酬規程とする。ただし、職員として給与の支給を受ける理事および評議員選任解任委員には適用しない。

出張旅費規程第5条第4項

役員等（理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員）が理事会・監事会・評議員会・会議等に出席した時は、別表1により日当（3,000円）を支給する。

- 2 理事及び監事に対して、各年度の総額が210,000円を超えない範囲で支給することができる。